

キャンプ砂防2017 会計処理規約

〔目的〕

第1条 中山間地域における砂防の意義・役割を体験的に学び考えるために開催される「キャンプ砂防2017」（以下「キャンプ砂防」という。）において、参加する学生（以下「キャンプ生」という）に支出される支援金の会計処理を円滑に行うことを目的に、キャンプ砂防2017会計処理規約（以下「規約」という。）を定める。

〔適用の範囲〕

第2条 本規約は、キャンプ生に適用する。

〔会計責務〕

第3条 支援金の会計及び運用に関し、キャンプ生自らが責務を負うこととする。

〔支援金受給〕

第4条 運営担当が行う支援金の支給に対し、やむを得ない事情を除きキャンプ生本人が受給する。

附 則 本規約は、平成29年4月24日より適用する。